

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1節 課税標準及び税率	第1節 課税標準及び税率
<p>（輸入郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合）</p> <p>3の3-4 法第3条の3第1項ただし書の規定による郵便物の名あて人からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>国際郵便物課税通知書及び納付書を送付した後、関税納付前の名あて人からの申し出は、「一般税率によることを希望する」旨を国際郵便物課税通知書の余白部分に記載したうえ署名又は押印した当該課税通知書及び仕入書等の内容物を証明する書類が提出されていない場合には当該書類を税関に提出することにより行わせる。</p> <p>なお、当該課税通知書に係る納付書は、<u>郵便事業株式会社配達支店から郵便事業株式会社通関支店</u>を経由して税関に返却させるものとする。</p> <p>税関は、必要に応じ郵便物を確認のうえ、一般税率を適用して、再度、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名あて人に送付する。</p> <p>及び （省略）</p> <p>第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税</p> <p>（内貨原料品による製品に関する用語の意義等）</p> <p>19の2-1 法第19条の2第1項に規定する用語の意義及び取り扱いについては、次による。</p> <p>「<u>外国貨物である原料品により当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難である</u>」とは、例えば、次のような場合をいう。</p> <p>イ 製品を貯置するための貯置場が既に製造された製品によって占められており、保税作業による製品（以下この項において「外貨製品」という。）を貯置する余裕が無い場合</p> <p>ロ 保税作業による生産能力に余裕がなく、外貨製品の製造が間に合わ</p>	<p>（輸入郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合）</p> <p>3の3-4 法第3条の3第1項ただし書（<u>少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合</u>）の規定による郵便物の名あて人からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>国際郵便物課税通知書及び納付書を送付した後、関税納付前の名あて人からの申し出は、「一般税率によることを希望する」旨を国際郵便物課税通知書の余白部分に記載したうえ署名又は押印した当該課税通知書及び仕入書等の内容物を証明する書類が提出されていない場合には当該書類を税関に提出することにより行わせる。</p> <p>なお、当該課税通知書に係る納付書は、<u>配達局から通関局</u>を経由して税関に返却させるものとする。</p> <p>税関は、必要に応じ郵便物を確認のうえ、一般税率を適用して、再度、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名あて人に送付する。</p> <p>及び （同左）</p> <p>第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税</p> <p>（内貨原料品による製品に関する用語の意義等）</p> <p>19の2-1 法第19条の2第1項（<u>内貨原料品による製品を輸出した場合の免税</u>）に規定する用語の意義及び取り扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ない場合</u></p> <p>八 外国貨物である原料品の在庫が無く、外貨製品の製造が間に合わない場合</p> <p>二 内国貨物である原料品による作業から直ちに保税作業に切り替ることが困難である場合</p> <p>ホ 工場の定期修理又は事故等により直ちに保税作業が行えない場合</p> <p>— 「同種の貨物」とは、性状、用途その他の特徴において当該貨物と同種であつて、同様の商品価値を有する貨物をいい、関税を納付して輸入した原料品に限らず、国産のものも含む。</p> <p>— (省略)</p> <p>— 「外国に向けて送り出したとき」とは、関税法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する輸出をいうものとし、関税法第 23 条第 1 項の規定により外国に往来する船舶又は航空機（同条に規定する遠洋漁業船その他の船舶を除く。）に積み込まれた船（機）用品については、これを外国に向けて送り出したものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、当該積込みを輸出（積戻し）を含む。以下同じ。）として取り扱い、通常の輸出（積戻し）申告手続を行わせる。</p> <p>第 18 節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>(郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い)</p> <p>19 の 3 - 7</p> <p>輸入時と同一状態で再輸出する際に関税の払戻しを受けようとする貨物を郵便によって輸入する場合の手続は、関税法基本通達 76 - 4 - 2 に準じた手続により行う。この場合において、前記 19 の 3 - 3 に規定する輸入時の税關長の確認は、当該郵便物が名あて人に交付される前に行う。</p> <p>輸入時と同一状態での再輸出を郵便によって行う場合の手続は、関税法基本通達 76 - 2 - 3 に準じた手続により行う。この場合において、前記 19 - 3 - 6 に規定する貨物の同一性の認定手続は当該郵便物が郵便事業株式会社支店又は郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。）（以下この項及び後記 20 -</p>	<p>— 「同種の貨物」とは、性状、用途その他の特徴において当該貨物と同種であつて、同様の商品価値を有する貨物をいい、関税を納付して輸入した原料品に限らず、国産のものも含む。</p> <p>— (同左)</p> <p>— 「外国に向けて送り出したとき」とは、関税法第 2 条第 1 項第 2 号（(輸出の定義)）に規定する輸出をいうものとし、関税法第 23 条第 1 項（(船用品又は機用品の積込み)）の規定により外国に往来する船舶又は航空機（同条に規定する遠洋漁業船その他の船舶を除く。）に積み込まれた船（機）用品については、これを外国に向けて送り出したものとして取り扱つて差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、当該積込みを輸出（積戻し）を含む。以下同じ。）として取り扱い、通常の輸出（積戻し）申告手続を行わせる。</p> <p>第 18 節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>(郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い)</p> <p>19 の 3 - 7</p> <p>輸入時と同一状態で再輸出する際に関税の払戻しを受けようとする貨物を郵便によつて輸入する場合の手續は、関税法基本通達 76 - 4 - 2 （(関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い)）に準じた手続により行う。この場合において、前記 19 の 3 - 3 に規定する輸入時の税關長の確認は、当該郵便物が名あて人に交付される前に行う。</p> <p>輸入時と同一状態での再輸出を郵便によつて行う場合の手續は、関税法基本通達 76 - 2 - 3 （(輸出郵便物の事前検査の取扱い)）に準じた手続により行う。この場合において、前記 19 - 3 - 6 に規定する貨物の同一性の認定手続は当該郵便物が郵便局に差し出される前に行う。なお、前記 19 の 3 - 5 の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>13において「郵便支店等」という。)に差し出される前に行う。なお、前記19の3-5の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し(減額)申請書」は、当該郵便物が<u>郵便支店等</u>に差し出された後に受理することになるので留意する。</p> <p>第19節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもどし税 (違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い)</p> <p>20-13 違約品等を郵便によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。</p> <p>当該違約品等は、<u>郵便支店等</u>に差し出す前に、あらかじめ前記20-2に準じた手続により事前検査のため税關に提出させた上検査をする。この場合の違約品等の税關への提出は、保税地域への搬入とみなして取り扱う。</p> <p>前記20-4の「違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」は、当該違約品等が<u>郵便支店等</u>に差し出された後において受理する。</p>	<p>(減額)申請書」は、当該郵便物が<u>郵便局</u>に差し出された後に受理することになるので留意する。</p> <p>第19節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもどし税 (違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い)</p> <p>20-13 違約品等を郵便によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。</p> <p>当該違約品等は、<u>郵便局</u>に差し出す前に、あらかじめ前記20-2に準じた手続により事前検査のため税關に提出させた上検査をする。この場合の違約品等の税關への提出は、保税地域への搬入とみなして取り扱う。</p> <p>前記20-4の「違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」は、当該違約品等が<u>郵便局</u>に差し出された後において受理する。</p>